

京浜の森づくり協働緑化支援事業の運営に関する要綱

制定 平成 17 年 12 月 16 日 環創環活第 10283 号（副市長決裁）

改定 平成 31 年 4 月 1 日 環創み第 2654 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、京浜地区の事業者と協働で進める「京浜の森づくり協働緑化事業」（以下、協働緑化事業という。）に対する支援等について、必要な事項を定める。

（京浜の森づくり事業）

第 2 条 市長は、次に掲げる理念により京浜の森づくり事業を提唱し、これに賛同する事業者との協働緑化事業を通じて、地区における緑の環境創造を推進する。

- (1) 緑豊かな景観の向上
- (2) 市民に身近な水際の緑化推進
- (3) 持続性の高い緑地づくり
- (4) 緑地の改善と拡充
- (5) 自然環境の再生
- (6) 企業、市民、行政の協働による緑化

2 市長は、京浜の森づくり事業に賛同し協働を希望する事業者と、協働緑化事業の内容その他必要な事項について覚書を締結する。

3 前項に定める覚書の標準的な内容は第 1 号様式のとおりとし、原則として、締結した日から 5 年間を存続期間とする。

（協働緑化事業）

第 3 条 前条第 2 項の規定に基づき、覚書を締結した事業者（以下、協働事業者という。）は、前条第 1 項に規定する京浜の森づくり事業の理念に沿って、緑地の拡充、活用等の協働緑化事業を行うものとする。

2 協働緑化事業は、「緑の環境をつくり育てる条例」に整合するものとする。

（支援）

第 4 条 市は、協働事業者が行う協働緑化事業に対して、助成金の交付、技術的な支援、広報その他の支援を行うことができる。

（緑地等の管理）

第 5 条 協働事業者は、前条の支援を受けた場合、支援の対象である緑地等の良好な管理に努めるものとする。

（助成）

第 6 条 市は、協働緑化事業に対して助成金の交付による支援を行う場合、「公開性のある緑空間の創出支援事業」によるものとする。

(技術的な支援)

第7条 市は、協働緑化事業に対して、次の支援を行うことができる。

- (1) 協働緑化事業のための緑化技術講習、情報提供及び助言
- (2) 協働緑化事業のための指導者、市民ボランティア等の斡旋
- (3) 協働緑化事業のための関係機関等との連絡調整

(広報等)

第8条 市は、協働事業者が行う協働緑化事業を環境行動として広報を行う。

- 2 協働事業者は、協働緑化事業に関して、広報その他の活動を行う場合は、京浜の森づくり事業の趣旨の周知に努めるものとする。
- 3 協働事業者が、前項の広報等に京浜の森ロゴマークを使用しようとするときは、ロゴマークの所管課の書面による承認を得るものとする。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項については、環境創造局長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に覚書を締結した事業者については、第8条第3項を除き、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に覚書を締結した事業者については、第8条第3項を除き、なお従前の例による。

第1号様式（第2条第3項）

京浜の森づくり協働緑化事業に関する覚書

_____（以下「甲」という。）と横浜市（以下「乙」という。）は、京浜地区の緑の環境創造に資するため、協働して緑化事業を施行することについて、次のとおり覚書を締結する。

（協働緑化）

第1条 甲は、乙が提唱する京浜の森づくり事業の趣旨に賛同し、乙と協働して、地区の緑地の拡充、活用等（以下「協働緑化」という。）を行うものとする。

（協働緑化の内容）

第2条 甲は、京浜の森づくりの理念に沿って協働緑化を行うものとする。

2 前項の協働緑化の内容については、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援）

第3条 乙は、前条の協働緑化のため、甲に対し、助成金の交付、技術的な支援、広報その他の支援を行うことができる。

（緑地等の管理）

第4条 甲は、前条の支援を受けた場合、支援の対象である緑地等の良好な管理に努めるものとする。

（助成）

第5条 乙は、甲が行う協働緑化事業に対して助成金の交付による支援を行う場合、「公開性のある緑空間の創出支援事業」によるものとする。

（広報等）

第6条 乙は、甲が行う協働緑化を環境行動として広報を行う。

2 甲が、協働緑化について広報等を行う場合には、京浜の森づくり事業の趣旨の周知に努めるものとする。

3 甲が前項の広報等に京浜の森ロゴマークを使用しようとするときは、ロゴマークの所管課の書面による承認を得るものとする。

（表示）

第7条 甲は、協働緑化による環境行動を、この覚書の存続期間が終了するまでの間、周知看板や環境報告書等に表示することができる。

（協議事項）

第8条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた覚書の条項については、甲、乙協議して、その取扱いを定めるものとする。

（存続期間）

第9条 この覚書の存続期間は、____年 月 日から____年 月 日までの期間とする。ただし、この覚書の目的を達成することが困難であると認められる特段の事由が生じた場合には、甲、乙協議の上、存続期間を変更できるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲
乙

横浜市長